

## あるべき税制委員会（第12回）の様相

8月23日、経団連会館にて第11回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は渡辺智之委員（一ツ橋大学教授）より、「税務執行上の諸課題について」と題し、あるべき税制における税務執行問題の位置づけについて報告を頂き、その後自由討論に入りました。報告と議論の概要は以下のとおりです。（資料は別添）

### 報告の概要

1、税務執行面を考慮する必要性の根拠としては、実効性のない課税システムは無意味。ところが、課税はもともと、払いたくない人に払ってもらおうシステムだから、実効性を持たせるのはきわめて困難である。実際に機能している課税システムは、よほどうまく作られている、と考えるべきであり、現行システムがなぜ機能しているのかをまず考察すべき。課税システムの基本的な問題（本体）は執行であり、税制改革はシステムの限界的变化である。

さらに、課税システムの実効性に関しては、税負担公平性の問題とは独立に議論できる。現在、税制改革をめぐる論議は、歳入確保・経済活性化・格差是正、という同時には達成できない目標の間で、漂流している。このような時期にこそ、より基本的問題である税務執行面を考慮しておくことは有用ではないだろうか。実際に行われた「改革」の効果に関し、執行の観点からの検証も重要である。

2、課税システムが機能するための条件としては、当局が、ある程度正確な課税情報を得るすべをもっていること。（会計情報の有無、取引情報 v s 資産評価）、課税ポイントの把握が可能なこと。（企業 v s 個人）、執行当局の組織がある程度確立していること。（国税当局 v s 地方税当局、社会保険庁）、当局がある程度の権限（課税、徴収、調査に関し）を有していること等である。

3、実際の税制はうまく機能しているかについては、おおむね順調に機能していると考えられるものとして、源泉徴収所得税、消費税、個別消費税がある。あまりうまく機能しているとは考えられないものとして、申告所得税、相続税がある。上記2つのケースの中間的だと考えられるものが、法人税、固定資産税、自動車税である。

国税の税務執行費用を推計したものとして、大野・芥川(2003)の推計がある。各税目の税収100円当りの税務執行費用(2001年についての推計値)は以下のようになっている。申告所得税(10.57円)、源泉所得税(0.33円)、所得税計(1.92円)、法人税(2.28円)、消費税(0.40円)、間接諸税(0.17円)、酒税(1.85円)、相続・贈与税(2.97円)である。

4、税務執行の電子化については、バックオフィス(KSK)、フロントオフィス(電子申告)、ミドルオフィスの効率性向上にどこまで役立つかがポイントである。いずれにせよ、大幅な定員増が望めないなかで、電子化は不可欠な方向。

5、国際化への対応としては、国境のない経済活動に関する課税は困難化。(「経済に国境なし。税に国境あり。’)国際化の進展は、海外における経済活動についての把握(情報取得)の困難、海外の納税者の把握の困難、海外の課税当局との税収をめぐる利害対立等から税務執行の困難性を深めることになる。そこで、税務執行における国際協力(ルール透明化)の課題が浮かび上がる。

#### 6、課税ポイントの選択

電子化によって、個人の課税情報収集が効率化し、一方、国際化によって法人課税が困難化する。この結果、今後は、従来は効率的であった企業が課税ポイントとして機能しにくくなり、個人に直接課税する方向に進まざるを得ないという見解がある。一方、課税プロセスにおいては、課税情報だけでなく、徴収手続きも重要であり、総合的に考えれば、今後とも企業の重要性は変わらないのではないだろうか？

#### 7、税務執行体制の検討

国税、地方税(県税・市町村税)、社会保険料(年金・医療・介護)は、それぞれ、概ね、国税庁、地方自治体、社会保険庁によって担われている。ただし、上記分担の例外があり、例えば、地方消費税は国税庁が執行し、所得税確定申告事務の一部は地方自治体が引き受け、国民健康保険(国保)の徴収は地方自治体が行っている。類似の税目の執行機関を統合するなど、執行体制を効率化する余地はあり、それによって、企業・納税者の納税コスト削減も可能となる。

以上の報告に対して、次のような質疑応答が行われました。

- ・課税ポイントという概念を使って議論を展開している点は、興味深い。課税ポイントは、また情報のポイントでもある。結局税務執行とはどこから情報をとってくるかという問題でもある。
- ・所得税はネット課税(売上から経費を差し引く)なので、コストがかかる。
- ・米国のように、日本でも、タックスギャップという概念を当局が示し、ベンチマークを作って管理していくことが望ましいのではないか。
- ・現行の電子申告は代表者の認証が必要となるが、株主総会と申告との時期が接近していることから、極めて問題が多い。

- ・グループ会社の税務の業務を集約することは税理士法との関係で問題が出てくる。これは将来規制緩和すべき点ではないか。
- ・電子申告の問題は、一度整理すべき論点である。

(文責・森信)